

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年6月23日

島根県商工労働部産業振興課長 大畑 光延

1. 入札内容

(1)入札件名

デジタルコンテンツ制作支援室物品売却入札

(2)売却物品の内容

別紙「売却物品一覧」のとおり

(売却物品一覧のうち物品番号単位で入札することを認める。)

※入札に先立ち実施する入札説明会において、実物を確認することができることとする。

(3)引渡期限

令和3年7月21日(水)※但し、一週間程度の仮置きを認める。

(4)引渡場所

島根県松江市北陵町1番地

産業高度化支援センター(テクノアークしまね)内

デジタルコンテンツ制作支援室

(5)入札方法

ア 売却物品毎に落札者を決定することとし、入札者は売却を希望する物品毎に入札額を記載すること。

イ 入札書を入札日時の会場に持参する以外の提出方法は認めない。

ウ 封書した入札書を入札執行者の指示に従って提出しなければならない。

エ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6)入札回数

再度入札は2回までとする。

2. 入札参加者の資格

以下の全てを満たすものであって、令和3年7月8日(木)17時までに入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

(1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当するものではないこと。

(2)地方自治法施行令第167条の4第2号各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定め

て競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。

- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を経営に関与させている者ではないこと。
- (4)島根県が行う物品の売買、借り入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと、または建設工事等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5)島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき入札排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6)島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
- (7)消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

3. 入札書の提出場所等

(1)問合わせ先

〒690-8501 島根県殿町1番地 島根県商工労働部産業振興課(担当:景山)

電話 0852-22-6221 FAX 0852-22-5638

メール sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

(2)入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年6月23日(水)から令和3年7月8日(木)正午までの間、島根県ホームページの「入札情報」に掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明閲覧申請書」に必要事項を記入し、上記(1)の問合わせ先に送付すること(ファクシミリ、メール可)

なお、ホームページからダウンロードができない場合は電話による申請書の取り寄せも受け付ける。

(3)入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月2日(金) 9時30分 及び 令和3年7月6日(火) 9時30分

イ 場所 島根県松江市北陵町1番地

産業高度化支援センター(テクノアークしまね)

ウ その他 入札説明会に参加を希望する者は「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、令和3年7月1日(木)17時までに上記(1)の問合わせ先に送付すること(ファクシミリ可)

(4)入札及び開札の日時、場所

ア 日時 令和3年7月21日(水) 14時00分

イ 場所 島根県松江市北陵町1番地

産業高度化支援センター(テクノアークしまね) 4階 大会議室

ウ その他 入札は書面によりその場で即時開札するものとし、郵便、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約希望金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 号)第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 号各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格以上の価格であって最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約、支払及び引渡方法

支払い方法は落札者による当日現金払いのみとし、契約書は作成しないものとする。

支払いをもって落札した物品の引き渡しを行う。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(産業振興課)に報告するとともに警察に通報すること。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。